

今週の News

1. 2021 年度認定都市プランナーの審査受付
2. 全まち 2020-2021 熊本分科会の予定
3. 研究会協議会からの提言（素案）について

■2021 年度認定都市プランナーの審査受付

●認定都市プランナー制度のあらまし

認定都市プランナー制度は、一般社団法人都市計画コンサルタント協会、公益社団法人日本都市計画学会、公益財団法人都市計画協会、特定非営利活動法人日本都市計画家協会(以下4団体)が連携して、都市計画の実務専門家を認定する制度として2015年10月に創設されました。令和3年3月時点で、認定都市プランナー407名、認定准都市プランナー150名が登録されています。認定都市プランナーは、認定申請する専門分野を明らかにしたうえで実務実績に重きを置いた審査を受けることが大きな特徴です。今年度より、認定准都市プランナーでは専門分野を指定しないで受験することが出来るようになりました。

●2021 年度認定都市プランナーの審査日程

2021 年度（令和3年度）の認定都市プランナー及び認定准都市プランナー認定審査申請書の受付を開始いたしました。受付期間は4月1日～5月24日です。

審査は認定都市プランナーは書類審査と口頭審査の2段階で、認定准都市プランナーは書類審査で行います。

21 年度認定審査の日程は以下の通りです。

- ・認定審査申請書受付開始：4月1日
- ・認定審査申請書締め切り：5月21日
- ・准都市プランナー合格発表：7月（予定）
- ・認定都市プランナー口頭審査：10月9日～24日
- ・認定都市プランナー合格発表：11月（予定）

●国土交通省登録資格になりました

本制度による資格は、国が認めた都市計画分野における実務専門家のための唯一の資格です。

認定都市プランナー制度は、本年2月に国土交通省の技術者資格登録制度に登録されました。これにより、国土交通省の総合評価落札方式において加点評価するなどの措置を通じて制度の活用が進められます。さらに、地方公共団体の発注業務においても、国土交通省よりこの制度の活用を図ることが周知されています。

●受験資格

認定都市プランナーの受験資格は、2020（令和2）年度からは、従来の都市計画コンサルタント協会、都市計画学会、日本都市計画家協会の3団体に属するもの、に加え、前記3団体に属さない場合でも、認定都市プランナー2名からの推薦があれば、認定審査を受けることが出来るようになりました。これにより、一定以上の実務実績を有する民間組織に属する都市計画実務専門家の全てに認定審査の受験資格が広がりました。

■全まち 2020-2021 熊本分科会の予定

①日程（予定）：5月29日（土）13時～17時

②場所、方法：オンライン

熊本市西唐人町の町屋（清永本店）セッションと、熊本県球磨郡球磨村一勝地 焼酎蔵セッションの2元中継

●推薦基準

各団体（もしくは認定都市プランナー2名）からの推薦基準は、プランナーの区分ごと、次の全ての項目を満たす必要があります。（注：実務経験年数は、2021年3月末日現在。大学院(修士課程、博士課程)の期間は実務経験年数に含みません。）

①認定都市プランナー

- ・都市計画分野における実務経験15年以上
- ・登録する専門分野において、責任のある立場での実務実績を5件以上有すること
- ・都市計画全般において、責任のある立場での実務実績を5件以上有すること

②認定准都市プランナー

- ・都市計画分野の実務経験5年以上
 - ・都市計画の基本的知識(法令、事業制度等)を習得していることと認められること
 - ・都市計画分野の業務において、上司の指導のもとに一定水準以上の成果を出すことが出来ると認められること
 - ・登録する専門分野における実務実績が3件以上
 - ・都市計画全般における実務実績が3件以上
- ※専門分野を選択しないで申請をする場合は、上記「実務実績各3件以上」を「都市計画全般における実務実績6件以上」とする。

●認定・登録の専門分野

認定・登録の専門分野として、都市計画の有する総合性を基本とし、自らの行う業務に関連する下記12分野の専門分野を明示し登録します。

A：基本分野

- 1.総合計画、2.土地利用計画、3.市街地整備計画、4.交通計画、5.公園緑地計画

B：横断的分野

- 6.防災、7.景観・都市デザイン、8.環境・エネルギー、9.住まい・コミュニティデザイン、10.健康・福祉

C：総合マネジメント

- 11.都市・地域経営、12.プロジェクトマネジメント・エリアマネジメント

●認定審査申請書等

認定審査に関する詳細、認定審査申請書等は下記webサイトからダウンロードしてください。

<http://www.toshicon.or.jp/certified>

●審査を検討する方へ

認定審査を検討する JSURP 会員のかたは、協会専務理事（渡会）までご連絡ください。

ogawamachi.jsulp@gmail.com

■研究会協議会からの提言（素案）について

研究会協議会では昨年7月からJSURPにおける研究会のあり方について検討を続けてきました。発端は、昨年2月に研究会規定が改正されましたが、このうち特に設立及び構成メンバー要件に関して研究会会員等から問題提起などがあり、これを契機に「研究会」の再定義・研究会のあり方の再検討を行うことになりました。

協議会メンバーは、研究会協議会担当理事と各研究会代表で構成し、概ね1～2ヶ月に1回のペースで検討を重ねてきました。

現在、提言素案を作成し、各研究会での検討を踏まえて理事会に諮ったのち総会で提言を行う予定です。

●研究会の趣旨と経緯について

JSURPの「研究会」は、1995年11月9日の理事会において、当時の理事より、組織の活性化を念頭に、意欲ある会員らで国際委員会の中にオランダの都市・地域計画の研究会を設立したいとの提案を受け1996年に初めて発足した。

その後、1998年に街なか研究会が発足、2004年以降自転車まちづくり研究会、美しいまちづくり研究会、中山間地再生計画研究会、都計審ウォッチネット研究会、首都圏直下地震・震災復興ランドデザイン研究会、郊外地域の都市計画研究会、まちあるき観光ビジネス研究会、花緑元気研究会、持続可能な地域交通研究会、ものづくり・まちづくり研究会、低炭素街づくり研究会、市町村都市計画力研究会、未来の都市研究会、既成市街地まちづくり研究会、美しい商店街作り研究会の17が2011年9月発行の『Planners68号』に記載されている。研究会はJSURP初期においては多くの会員に加え外部の関係者も多く参加し、協会活動の主要な場の一つとして内部はもちろん対外的にも大きな発信力を持っていた。

その後、JSURP内での活動展開が多様化したこともあり、研究会活動は若干停滞しているようにも見受けられ、現在は7つの研究会が活動している。

●提言（素案）のあらまし

①「研究会のあるべき姿」

意欲ある会員の主体性のもとに、都市や地域づくりに関する特定の研究テーマを定めて組織し、

会員内外の多様な人々と共同・連携した、様々な実践活動を通じて、設定テーマに基づく研究を行い、社会に対して、その成果を広く発信していくことにより、研究会員の資質向上に資するとともに、社会の発展に寄与し、JSURPの社会的なプレゼンスの向上や新規の会員獲得にも資することを目指していく。

★方向性1. 研究会の権利と義務の明確化

活動内容に応じ、組織としての積極的な支援とその内容の充実化を図るとともに、各研究会の活動の実質化を継続的に担保するしくみの運用を通じて、研究会の権利（支援）と義務を明確化する。

★方向性2. 社会に開かれた多種多様な研究会の維持・発展

研究会の定義に即する範囲で、意欲ある会員が、組織内外の同士と連携し、多種多様なテーマで気軽に立ち上げられるしくみとし、組織構成の柔軟性と自由度を確保

しながら、社会に開かれた研究会構成を維持・発展させていく。

②「研究会制度の見直し提案」

◆研究会規定の改定

★定義の見直し（2条関係）

・意欲ある会員らによる主体的な活動であることが研究会の特色の一つと捉え、主体性に基づいて組織するものであることを追記。

★設立要件の見直し及び更新要件の追加等（3条、10条関係）

・正会員5人以上→正会員3人以上

→設立しやすくする

・設立の規定を3年ごとの更新時にも準用する。

→更新規定の明確化

→設立時の義務規定を一元化（義務の明確化）

★研究会員等の要件の見直し（4条関係）

→設立しやすくする

・代表者1名+幹事役5名以上→代表者1名+代表者以外で幹事役2名以上（いずれも正会員）

・第2項の研究会員の原則 JSURP 会員は削除。

→研究会の組織構成の柔軟性と自由度を確保

★廃止要件の見直し（8条関係）

・毎回の参加者の過半数が会員以外であった場合の廃止規定の削除。

→多様な人々との共同・連携の可能性の確保

・活動期間満了後に更新手続きが行われなかった場合の自動廃止規定の追加。

→活動実態のある研究会存続の厳格化

★運営（支援）規定の見直し（9条、11条関係）

・第11条第2項に規定されている公開研究会の告知を第9条第2項に規定。

→運営支援の内容を第9条に一元化（権利の明確化）

★活動報告と成果公表の内容追加（6条、11条関係）

・第6条第1項に毎年度の活動報告義務。

→新規

→毎年度の活動報告と活動期間満了時の成果の報告及び積極的な公表機会の確保の義務規定を一元化（義務の明確化）

◆研究会規定の改定以外の検討・確認事項

① 研究会活動に対するインセンティブの強化

・研究会助成金制度創設の検討

② 利用心得（研究会規定第9条）の改定

③ 研究会を通じた会員獲得の促進

■今月の予定

① 5月12日（水） 監査

② 5月19日（水） 全まち部会

③ 5月20日（木） 風景デザイン研究会

■認定NPOを支える寄付のお願い

寄付サイトからのネット決済による寄付

寄付は一口5,000円です。

JSURPのHPトップ画面の

「寄付のお申し込みボタン」にアクセスし、手順にそって「ネット決済」を行ってください